

さ情審査答申第91号
平成25年1月16日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年9月12日付けで貴職から受けた、「自治基本条例検討委員会への応募作文に対して市職員が評価した根拠と理由」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年7月14日付け政政企第1147号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分について変更し、不開示情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。本件情報の不存在について、説得的かつ合理的な論理による説明で十分に立証されていない。
- (2) 不存在は違法または不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。
- (3) 詳細な評価基準が当然に存在するはずである。項目のみの「採点基準」とは別に、詳細な評価基準及び判断基準がなくては「客観的かつ公正な基準」に基づく審査は行えない。したがって、選考人が準拠した基準が存在するはずであると推測することは自然である。

- (4) 本件情報が不存在であり、かつ応募者の「作文」が開示されていない状況では、選考の恣意性の存在を否定し得ない。
- (5) ライン職でも管理職でもない職員により、低い評価が与えられているので、選考過程のより一層の透明性・説明性の向上が図られるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という）における公募委員の選考について

委員会は、市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例の検討等を行うため、平成22年度に設置したものである。

委員会の設置に当たっては、委員数20名のうち、12名程度を公募で選考することとし、チラシの配布、世帯回覧及び市報さいたま（平成22年2月号）への掲載等により周知し、公募を行った。

公募委員に関しては、「さいたま市自治基本条例検討委員会委員への応募者に係る選考の実施について」（平成22年2月26日付け決裁。以下「選考実施起案」という。）に基づき、書類選考（作文）及び面接により選考した。選考人は政策企画部長、企画調整課長、企画調整課副参事、企画調整課課長補佐の4名である。また、書類選考（作文）は、①作文の内容、②具体性・論理性、③意欲を採点項目として、「A・B・C」の3段階による採点を行っている。

なお、異議申立人本人の応募作文の「採点結果」（選考の基礎データ）は平成22年12月3日付け個人情報開示請求に対して、また、「選考実施起案」については平成22年12月28日付け行政情報開示請求に対して、それぞれ異議申立人本人に開示をしているものである。

2 本件処分の理由について

本件開示請求の内容は、「自治基本条例検討委員会委員への私の応募作文に対して、市職員（副参事及び課長補佐）が評価した根拠・理由（同副参事及び同課長補佐が作成したものを含む）」であるが、前記1のとおり、選考実施起案に基づき各採点項目について3段階の評価を複数の委員により行い、点数化することで公平性及び公正性の確保がされており、選考実施起案以外の行政情報は、実施機関、各選考人ともに作成していない。

なお、各選考人に「自治基本条例検討委員会委員（公募）書類審査シート」を配布して点数の記入を依頼し、回収しているが、随時廃棄文書として取り扱ったため、同シートの点数を「選考の基礎データ」に転記した後に廃棄しており、現在は存在しない。また、同シートの様式中「特記事項」の欄については、各選考人の備忘録として使用したもので、直接採点に関

係はしていない。

したがって、本件開示請求に対して、文書不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

- 3 理由付記の義務については、条例第19条の解釈において、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であるとされている。本件処分においては、不開示決定通知書のとおり、不開示理由を具体的に示しており、懈怠はない。
- 4 異議申立人は、「ライン職でも管理職でもない職員により、低い評価が与えられているので、選考過程のより一層の透明性・説明性の向上が図られるべきである。」と主張しているが、副参事はライン職ではないが管理職であり、課長補佐は管理職ではないがライン職であると位置付けられている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、異議申立人から平成23年7月1日付けで開示請求のあった同人の個人情報「自治基本条例検討委員会への応募作文に対し市職員（副参事及び課長補佐）が評価した根拠と理由（同副参事及び同課長補佐が作成したものを含む）」である。

さいたま市においては、前記第3-1記載のとおり、自治基本条例の検討等を行うため、委員会を設置し（さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱第1条）、「公募による市民」をその組織の構成員の一つに掲げている（同設置要綱第3条第2項第1号）。

これに応募した異議申立人は、自らの応募作文に対する市職員の評価と理由について、4人の選考人（政策企画部長、企画調整課長、企画調整課副参事及び同課課長補佐）のうち、副参事及び課長補佐の行った選考に係る詳細な評価基準及び判断基準の当然の存在を主張し、本件処分の変更とこれら詳細基準の開示を求めて、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関の定めた「選考実施起案」によれば、公募委員の選考は、書類選考（作文）と面接の方法によることとし、それぞれについて採点基準が定められている。

作文については、採点項目として①作文の内容、②具体性・論理性、③意欲の3項目が掲げられ、それぞれについて評価（点数）が示されている。実施機関の説明によれば、4人の選考人による採点項目についての評価を点数化することにより公平性、公正性の確保がなされており、異議申立人に対し、既に開示した「選考実施起案」以外の文書は実施機

関、各選考人とも作成せず、したがって存在しないという。

当審査会は、実施機関のこれらの主張に不合理な点が認められず、異議申立人の求める個人情報の存在を窺わせる具体的な事情を確認することができなかったところである。

- (2) 理由付記義務懈怠の瑕疵があるとの異議申立人の主張については、本件処分に係る不開示理由を具体的に示し、明確に認識し得るものと認められることから、採用することができない。
 - (3) 異議申立人は、ライン職でも管理職でもない職員により低い評価がなされていると主張するが、本件に係る選考人の選任については、実施機関の人事管理上の専権事項であり、当審査会がこれに対し言及することは不適法と考える。
 - (4) 異議申立人のその余の主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に影響を及ぼすものではないので、言及しない。
- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年 9月12日	諮問の受理
②	同 年 10月 5日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月14日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 10月20日	審議
⑤	平成24年10月18日	審議
⑥	同 年 11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 12月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)